

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	加美町 予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定している。

評価実施機関名

加美町長

公表日

令和3年6月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	[事務全体の概要] 当該事務は、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給に関する事務である。 [特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容] 加美町は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に 対する応答に関する事務 ⑥新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく特定接種及び住民に対する予防接種等の実施に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 [その他] 上記の事務に関して、番号法第19条第7号の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を実施する。
③システムの名称	健康管理システム、宛名連携システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、第19条第5号(委託先への提供)、別表第一項番10、別表第一項番93の2 並びに内閣府・総務省令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19、115の2項 情報提供: 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、16の3、115の2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課 健康推進係
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加美町 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地 TEL:0229-63-3111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I－1－③	健康管理システム 宛名連携システム 中間サーバ・ソフトウェア	健康管理システム，宛名連携システム，中間 サーバ	事後	
令和1年6月26日	I－5－②	保健福祉課長 佐藤 敬	保健福祉課長	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ－1	平成27年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ－2	平成27年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	－	改正後の様式による新項目の記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月8日	I-1-②	[事務全体の概要] 当該事務は、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給に関する事務である。 [特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容] 加美町は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく特定接種及び住民に対する予防接種等の実施に関する事務 [その他] 上記の事務に関して、番号法第19条第7号の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を実施する。	[事務全体の概要] 当該事務は、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給に関する事務である。 [特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容] 加美町は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種の実施の指示に関する事務 ③予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ⑥新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく特定接種及び住民に対する予防接種等の実施に関する事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年6月8日	I-1-③	健康管理システム、宛名連携システム、中間サーバー	健康管理システム、宛名連携システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月8日	I-3	番号法第9条第1項、別表第一項番10、別表第一項番93の2並びに内閣府・総務省令第10条	番号法第9条第1項、第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）、第19条第5号（委託先への提供）、別表第一項番10、別表第一項番93の2並びに内閣府・総務省令第10条	事後	

[illegible]